（予防接種法施行規則の一部改正）

第二条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（予防接種の対象者から除かれる者） **第二条**　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第三条第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者 十　（略） （ロタウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の二**　令第三条第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。	（予防接種の対象者から除かれる者） **第二条**　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者 十　（略） （ロタウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の二**　令第一条の三第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。
（略）　（略）	（略）　（略）
（インフルエンザの予防接種の対象者） **第二条の三**　令第三条第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 （高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者） **第二条の四**　令第三条第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 （長期にわたり療養を必要とする疾病） **第二条の五**　令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （特別の事情） **第二条の六**　令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一　前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）	（インフルエンザの予防接種の対象者） **第二条の三**　令第一条の三第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 （高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者） **第二条の四**　令第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 （長期にわたり療養を必要とする疾病） **第二条の五**　令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （特別の事情） **第二条の六**　令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一　前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）